

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 愛知県岡崎市橋目町字御茶屋 1 番地

（名称） フタバ産業株式会社

上記被審人に対する平成 21 年度(判)第 10 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 1816 万 9998 円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 21 年 9 月 29 日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 21 年 7 月 28 日

金融庁長官 三国谷 勝 範

(参考)「審判手続開始決定書」の引用部分

- 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実  
金融商品取引法第 178 条第 1 項第 4 号に該当

被審人は、愛知県岡崎市橋目町字御茶屋 1 番地に本店を置き、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、

第 1 平成 18 年 6 月 29 日、被審人の平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの連結会計期間につき、売上原価の過少計上等により、連結経常損益が 2,571 百万円（百万円未満切捨て。以下、連結経常利益額、連結当期純損益額、連結中間純損益額、連結純資産額及び連結四半期純利益額について同じ。）の利益であったにもかかわらず、これを 19,429 百万円の利益と、連結当期純損益が 13,096 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 11,499 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した被審人の第 92 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、

第 2 平成 18 年 12 月 28 日、被審人の平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの中間連結会計期間につき、売上原価の過少計上、減損損失の不計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、連結経常損益が 1,721 百万円の利益であったにもかかわらず、これを 9,721 百万円の利益と、連結中間純損益が 24,949 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 5,256 百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が 114,770 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 177,696 百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した被審人の第 93 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出し、

第 3 平成 19 年 6 月 28 日、被審人の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの連結会計期間につき、売上原価の過少計上、減損損失の不計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、連結経常損益が 291 百万円の利益であったにもかかわらず、これを 23,457 百万円の利益と、連結当期純損益が 33,827 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 12,770 百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 109,701 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 189,122 百万円と

記載するなどした連結貸借対照表を掲載した被審人の第93期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、

第4 平成19年12月26日、被審人の平成19年4月1日から平成19年9月30日までの中間連結会計期間につき、売上原価の過少計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、連結経常損益が1,565百万円の利益であったにもかかわらず、これを12,014百万円の利益と、連結中間純損益が5,205百万円の損失であったにもかかわらず、これを5,322百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が104,918百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に194,462百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した被審人の第94期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出し、

第5 平成20年6月30日、被審人の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計期間につき、売上原価の過少計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、連結経常損益が1,745百万円の利益であったにもかかわらず、これを24,847百万円の利益と、連結当期純損益が13,061百万円の損失であったにもかかわらず、これを11,046百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が94,219百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に198,030百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した被審人の第94期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、

第6 平成20年8月13日、売上原価の過少計上、棚卸資産及び有形固定資産の過大計上等により、被審人の平成20年4月1日から平成20年6月30日までの第1四半期連結累計期間につき、連結経常損益が1,403百万円の利益であったにもかかわらず、これを3,486百万円の利益と、連結四半期純損益が163百万円の利益であったにもかかわらず、これを1,406百万円の利益と記載するなどした四半期連結損益計算書、及び被審人の平成20年4月1日から平成20年6月30日までの第1四半期連結会計期間につき、連結純資産額が91,339百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に196,374百万円と記載するなどした四半期連結貸借対照表を掲載した

被審人の第 95 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出したものである。

○ 法令の適用

第 1

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項本文、第 176 条第 2 項

第 2

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項、第 176 条第 2 項

第 3

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項本文、第 176 条第 2 項

第 2 及び第 3 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項、第 28 項を適用する。

第 4

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項、第 176 条第 2 項

第 5

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項本文、第 176 条第 2 項

第 4 及び第 5 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項、第 28

項を適用する。

## 第6

旧金融商品取引法第172条の2第2項前段、金融商品取引法第24条の4の7第1項

### ○ 課徴金の計算の基礎

#### 第1

旧金融商品取引法第172条の2第1項の規定により、被審人の第92期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額について、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（4,970,814円）

が

- ② 3,000,000円

を超えることから、4,970,814円について、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて4,970,000円となる。

#### 第2及び第3

旧金融商品取引法第172条の2第1項又は第2項の規定により、被審人の第93期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（5,717,062円）

が

- ② 3,000,000円

を超えることから、

同半期報告書については、5,717,062円の2分の1に相当する額である2,850,000円（金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満を切り捨て）

同有価証券報告書については、5,710,000円（金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満を切り捨て）

となるが、金融商品取引法第185条の7第6項の規定により、同半期

報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第 93 期事業年度に係るものであり、これらに係る個別決定ごとの算出額の合計 8,560,000 円が、同有価証券報告書に係る算出額 (5,710,000 円) と、同半期報告書に係る算出額に 2 を乗じた額 (5,700,000 円) のいずれか高い額 (5,710,000 円) を超えることから、5,710,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分 (同第 28 項の規定により 1 円未満の端数切捨て) することとなり、

同半期報告書に係る課徴金の額は

$$5,710,000 \times 2,850,000 / (2,850,000 + 5,710,000) = 1,901,109 \text{ 円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$5,710,000 \times 5,710,000 / (2,850,000 + 5,710,000) = 3,808,890 \text{ 円}$$

となる。

#### 第 4 及び第 5

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、被審人の第 94 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (5,995,689 円)

が

- ② 3,000,000 円

を超えることから、

同半期報告書については、5,995,689 円の 2 分の 1 に相当する額である 2,990,000 円 (金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満を切り捨て)

同有価証券報告書については、5,990,000 円 (金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満を切り捨て)

となるが、金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第 94 期事業年度に係るものであり、これらに係る個別決定ごとの算出額の合計 8,980,000 円が、同有価証券報告書に係る算出額 (5,990,000 円) と、同半期報告書に係る算出額に 2 を乗じた額 (5,980,000 円) のいずれか高い額 (5,990,000 円) を超えることから、5,990,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分 (同第 28 項の規定により 1 円未満の端数切捨て)

することとなり、

同半期報告書に係る課徴金の額は

$$5,990,000 \times 2,990,000 / (5,990,000 + 2,990,000) = 1,994,443 \text{ 円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$5,990,000 \times 5,990,000 / (5,990,000 + 2,990,000) = 3,995,556 \text{ 円}$$

となる。

## 第6

旧金融商品取引法第172条の2第2項の規定により、被審人の第95期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に係る課徴金の額について、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（2,735,505円）

が

- ② 3,000,000円

を超えないことから、3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円となる。